## 消費税率引き上げに伴う、 水道料金・水道加入金および下水道使用料の変更について

問経営総務課 ☎・筍(582)1136 四(582)5780

10月1日から消費税率10%への引き上げが施行される予定です。この場合、本市における水道料金、水道加入金および下水道使用料についても、消費税率10%での請求となります。なお、基本料金や水量料金などの税抜き料金部分の変更はありません。ただし、9月30日以前から継続して使用している場合は、消費税法の経過措置により、10月検針分および11月検針分に限り、旧税率(8%)を適用し、12月以降の検針分から新税率(10%)で請求させていただきます。

## 一般家庭における金額変更例

#### 例1) 単身世帯(口径13mm、2ヵ月あたり15㎡使用) の場合

#### □径13mm 現在 10%引上げ後 変更額 1,970円 2,010円 +40円 水道料金 下水道使用料 2,410円 2.460円 +50円 合計 4,380円 4,470円 +90円

#### 例2)4人世帯(口径20mm、2ヵ月あたり60㎡使用)の場合

□径20mm	現在	10%引上げ後	変更額
水道料金	8,470円	8,620円	+150円
下水道使用料	7,780円	7,920円	+140円
合計	16,250円	16,540円	+290円

詳しい料金の計算方法などは、市ホームページをご覧いただくか、経営総務課までお問い合わせください。消費税の経過措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

今後も引き続き、上下水道事業の経営健全化に努めるとともに、管路および施設の耐震化・更新事業を計画的に進め、安全・安心・安定的なサービス提供を図っていきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

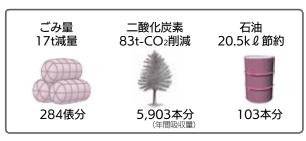
No.62

# クルちゃんのつぶやき

## 買い物のときはレジ袋を 使わず、マイバッグを持参しよう

レジ袋を使わず、マイバッグを使うこと で、ごみの減量化、二酸化炭素の削減、原料となる石油資源の節約につながります。

レジ袋は一人あたり年間平均300枚使用しており、 市民全員が年間で30枚辞退(10%削減)すると以下 の節減になります。



ごみ出しメモ:レジ袋の有料化が進んでおり、マイバッグを 持参することで、環境にもお財布にも優しく なります。

#### 問ごみ減量推進課

**☎·3**(582)1121 **3**(583)3911

## 水道メーターを取り替えます

市が設置した水道メーターについて、計量法に定められた使用有効期限(8年)が過ぎる前に、市が取り替えを行います。費用負担はありません。また、原則立ち会いは必要ありません。

作業中は、一時的に水道が使用できなくなりますので、ご協力をお願いします。

図平成24年度製造の水道メーター(使用有効期限が 令和2年度のもの)

※対象者には事前に文書で通知。

## 対象地区 • 期間

- 守山学区 9月1日(日)~15日(日)
- **玉津、河西、速野、中洲学区** 10月1日(火)~15日(火)
- 吉身、小津学区11月1日(金)~15日(金)

## 取替業者

守山市管工事業協同組合 ※取替従事者は、組合の腕章 および市発行の「水道量水 器取替業務従事者証」を携 帯しています。



## 固経営総務課

**☎** • **1** (582) 1136 **1** (582) 5780